なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

第五号様式記載上の注意⑱a中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第五号の二様式第１部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑬

第五号の二様式記載上の注意⑬を次のように改める。

⑬　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　当中間会計期間において、提出会社が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下ａにおいて同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等に重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容を記載すること。

b　当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

第七号様式第二部第３の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】㊲

第七号様式記載上の注意㊲中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第七号様式記載上の注意㊸ｆ中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第七号の四様式第三部第３の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第八号様式第一部第３の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑲

第八号様式記載上の注意⑲中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第九号様式第一部第３の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第十号様式第一部第３の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑭

第十号様式記載上の注意⑭中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第一号中「行う場合」の下に「（当該募集又は売出しに係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であって、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。）」を加える。

第六号様式記載上の注意㉙ｂ中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第二号様式第二部第２の３並びに同様式記載上の注意㉜及び㊷ａ（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の六様式及び第八号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の四様式第二部第２の３、第二号の五様式第三部第２の３及び同様式記載上の注意㊳（第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の六様式第三部第２の３、第七号様式第二部第３の３並びに同様式記載上の注意㊲及び㊸ｆ（新開示府令第七号の四様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）並びに第七号の四様式第三部第３の３の規定は、有価証券届出書（金融商品取引法（以下この条において「法」という。）第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十九年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

２　新開示府令第三号様式第一部第２の３並びに同様式記載上の注意⑫及び㉒ａ（新開示府令第三号の二様式及び第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式第一部第２の３及び同様式記載上の注意㉙、第四号様式第一部第２の３、第八号様式第一部第３の３及び同様式記載上の注意⑲並びに第九号様式第一部第３の３の規定は、平成二十九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

３　新開示府令第四号の三様式記載上の注意⑼ａ(b)から(g)まで及び⑼ｃの規定は、平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書（法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

４　新開示府令第五号様式第一部第２の３並びに同様式記載上の注意⑪及び⑱ａ（新開示府令第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の二様式第一部第２の３及び同様式記載上の注意⑬並びに第十号様式第一部第３の３及び同様式記載上の注意⑭の規定は、平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価府令」という。）第六号様式記載上の注意⑳ｇ（新特定有価府令第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合における当該会社の最近事業年度の末日が平成二十九年三月三十一日以後である場合について適用し、当該会社の最近事業年度の末日が同日前である場合については、なお従前の例による。